

579

特241

590

かくめいパンフレット第二輯

日ソ不可侵條約論を排撃す

鶴鳴荘出版部發行



1

0010504-000

特241-590

日ソ不可侵條約論を排撃す

摺建一甫・著

鶴鳴荘出版部

昭和10

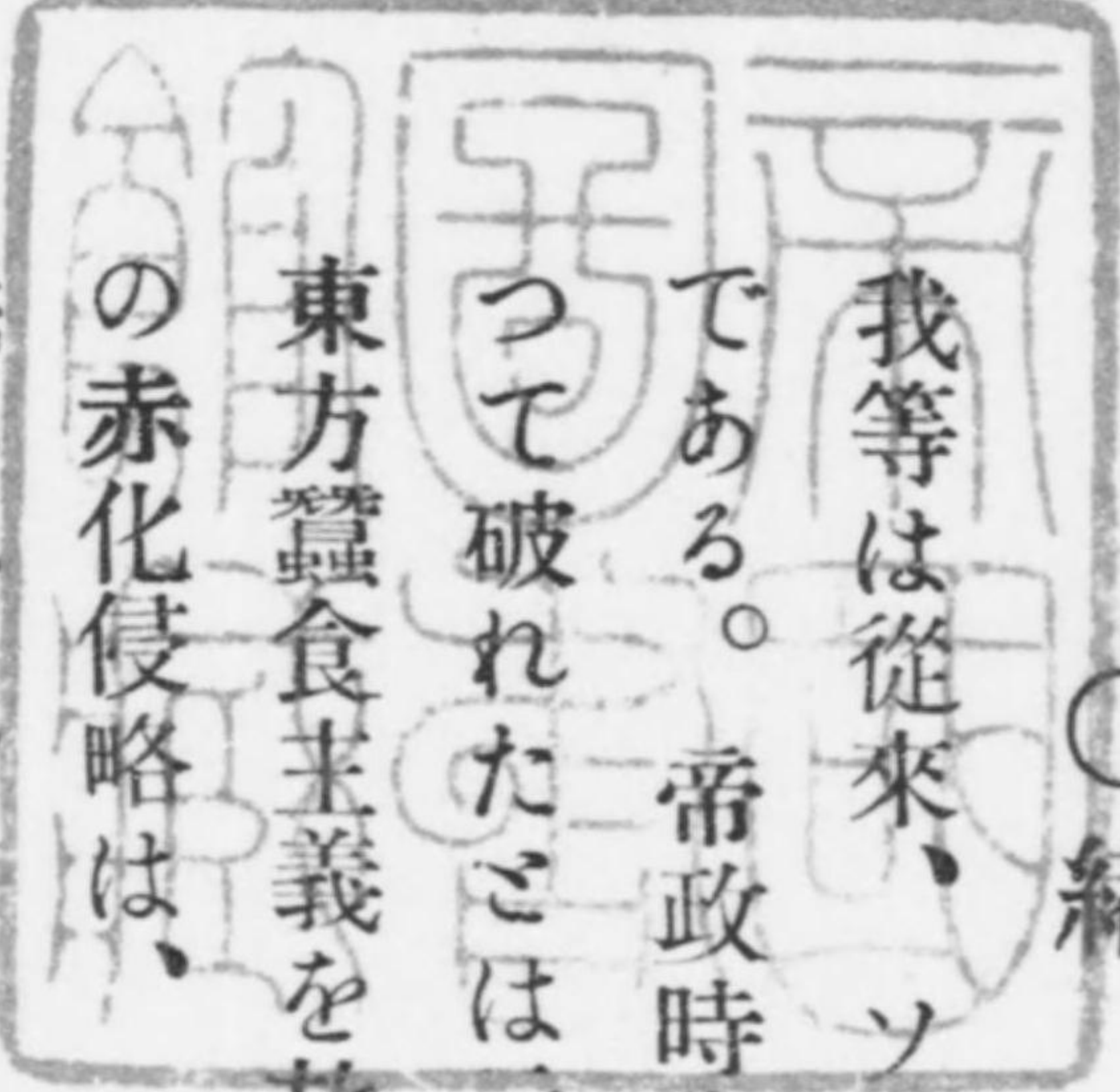
ABJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

日ソ不可侵條約論を排撃す

鶴鳴莊代表 摺 建 一 甫

○緒言



我等は從來、ソヴェート・ロシアの不當な對日抗爭を排撃して來たのである。帝政時代に畫策した東洋制覇の夢は、帝國の果敢な反撃に依つて破れたことは云へ、現勞農政府も亦、この遺物を繼承し東漸主義、



東方蠶食主義を放棄せず、虎視眈々時運の到來を視ひつゝある。ソ聯の赤化侵略は、ツアールの軍事侵略よりも惡質にして、彼等の共產主義思想は、絶対に帝國々體と相容れざるものであり、日本民族性と相反するものである。プロレタリアート獨裁政治は、衆愚專制政治であり、世界共產化運動の聲明は思想的世界侵略戰爭の宣言である。

新兵器充實と相俟つて、赤衛軍二十三萬の極東派遣は何を意味するも

のであるか！ 所謂東方帝國への示威であり、陰險な挑戦である。レーニンは、生前「世界の共産革命は東方に於て決す」と豫言したのであるが、今尙ほソ聯政府はこの言を信奉して、凡ゆる策動を用ひてこれが目的貫徹に意を注いでゐるのである。しかも東洋に於て、主體とも云ふべき、日本を目の上のコブとも考へ、仇敵とも見てゐることは彼等の動向よりしても明かである。

ソ聯の極東政策が、東洋の和平を危くし、全亞細亞の存立を脅かし、それらの擁護を唯一念願とする帝國の國是と、氷炭相容れず、やがて日ソの〇〇〇〇を惹起すべきは、何人も疑はざる世界の常識である。抑も東洋全局を把持し、世界平和に貢献せんごすることは、帝國の國是であり、三千年來大義を世界に宣布せんごする皇道政治の理想である。斯る見地よりすれば、ソ聯が東方政策並に世界赤化政策を放棄せざる限り、日ソ不可侵條約は東洋平和の國是よりするも、世界平和の理想よりするも絶對不可なりと斷ぜざるを得ない。

以下、日ソ間に於ける實際問題を列擧して、簡単にこれが検討を試みることにする。

○日ソ不可侵條約の由來

廣田外務大臣は、過日貴族院に於て芳澤謙吉氏の質問に對し「日ソ間の懸案が一切解決されてから不可侵條約を考慮する」と答辯して居る。而してこの答辯の前後の言葉から推して見るに、外務大臣は不可侵條約締結を希望して居るに於てよいのである。朝野の間に於ても、いろいろ問題にされ、就中、有力な言論機關は北鐵讓渡交渉の成立を以て日ソ國交が好轉し、不可侵條約が締結せられるまでに、益々親善を加へるであらうと早計な推斷を以て論説を賑はして居るのである。

抑も、日ソ不可侵條約はどこから發生したか？

滿洲事變當時、駐佛大使の芳澤謙吉氏が、外務大臣の椅子に就くべくロシア經由で歸國の途、モスコ―通過の際にソ聯より提議せられたものであり「九ヶ國條約、不戰條約の現存する現在、重複するが如き條約

の必要を認めず」この帝國の拒否に依つて今日に及んだもので、其の間ソ聯はあらゆる機會にこれが提議をしたのであるが、その都度、日本國民の輿論の反對に依つて、實現を見るに至らなかつたものである。北鐵讓渡はソ聯軍部の反對があつたが「國內の疲弊、破綻をカモフラジユし資本主義國を索制するには、對外協調に如かず」こする外相リトグイノフ一派の策動であり、北鐵讓渡並に二、三懸案解決の終局の目的は、不可侵條約であつて此の問題が解決しても、ウラジオヤ、舊沿海州を斷念し、東方策を放棄するのではなく、たゞ國境を安全にし以前にも倍した勢力で、極東進出を企圖して居るのである。斯様なソ聯の陰險な政策に乗つて、目前の功利に捉はれ不可侵條約に應ぜんか、百年の禍根を残すものである。

○日ソ不可侵條約反對理由

(イ) 滿ソ國境問題

滿洲事變以來、ソ聯政府が滿ソ國境に配置した兵力は、廿三萬でソ聯

政府が聲明した「滿洲の匪賊遁入に對する國境の守備、反ソ分子の脱出阻止」などの派遣理由に反した一大軍事行動である。「對日戰備既に了れり」と豪語した將軍の言動よりするも、對日戰爭を豫期しての軍事裝備と言つても敢て過言でない。

而して、この軍事費たるや莫大なもので、國民の生活を極端に壓迫し農村階級を刑獄に於けるが如き酷使をしてまで、この軍費の捻出を計り、今に至つても「日ソ戰爭」の言葉を以て、不平分子の抑壓に努めて居るのである。

ソ聯の斯る状態を洞察する時、一片の不可侵條約に依つて、この集兵を撤退出来るものであるか言はずして明かである。

(ロ) 外蒙古問題

滿洲帝國と境を接してゐる前人未踏と言はれる、外蒙古の問題を取上げる事とする。

抑も、外蒙はソ聯が帝政時代の東方侵略を繼承して、それに遵據して

視つて居たものであり、大正十二年二月、反ソの敗將ウンゲルン將軍が敗殘の兵を集めて庫倫を陥入れ、反ソヴェート政府を組織したのでソ聯は好機到來さばかり、支那政府に對し白軍討伐に藉口として、共同出兵を提議した。當時の支那政府は、出兵の餘力もなかつたので、この提議を默殺したため、ソ聯は悠然と單獨に兵を進めて完全に庫倫を占領した。爾來外蒙はソ聯の意の如くなつて居たのであるが、大正十三年露支協定に依つて、外蒙は完全に支那の領土であることが認められ、ソ聯は兵の撤退を約しておきながら、陰險な手段を用ひて、其の翌日國民大會を開催せしめ、獨立共和國の宣言をなさしめたのである。而して、外蒙の各機關にはソ聯人が這入つて、實際の政治、經濟を外蒙人より奪取し、壟斷してゐるのであつて、眞に外蒙の平和は確保されてゐないのである。例へば、農村に於てはマルホーズ化、集團化を斷行して貿易を獨占し、ソ聯の飢饉状態を外蒙の家畜に依つて、補つてゐる有様である。

吾人は、同一亞細亞民族たる外蒙國の自決と、完全なる自治、獨立體を冀望して己まないと同時に、帝國の東洋平和招來の使命に鑑みるべき、ソ聯が外蒙より手を引かざる限り、こゝにも不可侵條約に對する反對の論據を見出すものである。

(ハ) 支那問題

支那は從來、帝國の崇高なる東亞保全の精神を諒解することなく、常に遠交、近攻の政策を固執して、全く亞細亞民族の團結と反對の行動を執り來つたがために、列強の蠶食に拱手施す所を知らず、加へて多年、軍閥の抗爭に次ぐ内亂のために、實際の平和がいつ到來するや計り知れざるものがあつた。

ソ聯は早くから、支那赤化を企圖し、支那共產軍を組織させ、これを指導、使喚して、共產勢力の扶殖に狂奔し、支那ソ聯化に邁進してゐるのであつて、今や四川、新疆、峽西、胡南、福建はこゝこゝくソ聯の手中に陥つてゐるを見てよいのである。

例へば、ソ聯政府内に新疆課を新設し、新疆省の攪亂に力を注ぎ、赤化政策に依る獨立の援助を行ひ、武器彈藥の大量輸送をやるなど、ソ聯と新疆との秘密通商條約の曝露によつても、ソ聯の野心が判然とするのである。亦、北支那の赤化を外蒙古より連なる線より行はんとしたのであるが、日支停戰協定の結果、北支那赤化を中止した様には見へるが、機會があれば狙つてゐるのである。

もつとも、支那赤化の防止は支那國民の責任であり、義務であるのであるが、前述の如き國內の狀勢を見るべき、この一大事業が到底彼等に出來るものとは考へられない。

將來、万一支那がソ聯の手中に陥り、赤化された場合、帝國の東洋平和の國是はどうなるのであるか！

世界に於て、地理的、歴史的、民族的に、亦軍事的に、頻死の支那を救ひ得る國は我が帝國を措いて他にないのである。帝國がソ聯の支那赤化を傍觀する場合、他國でそれが防止されようとは絶対に考へられ

ない。

支那赤化の途上に横はる唯一の障害は、わが帝國であり、我が國がこの使命と重責を顧みずして、不可侵條約に應じてよいものであるか、こゝにも亦、日ソ不可侵條約に關して、考慮せなければならぬ大きな問題がある。

(二) 外

前項に述べた以外印度、西藏の問題もあるが、これを省略して近來喧しく言はれてゐる懸案を見ることとする。

北樺太の石油試掘權問題は明年十二月に満了する條約であるが、日本當業者は更に五ヶ年間之が延長をソ聯政府に交渉中である。然るにソ聯政府はこれが改訂交渉を遷延せしめんとする態度を執つてゐるが、該問題は日ソ基本條約に依つても明かな如く日本の試掘權延長は當然なもので何等問題とするに足らないものをソ聯はかくの如き不信態度に出てるのである。

又、北洋漁區問題に關しても種々不信行爲が繰り返され漁區にしてもソ聯の條約に違反する不當進出に依つて我が漁區はつき／＼に奪はれてゐる状態で、借區借料問題の如きも毎年ルーブル價の換算に依つて紛議を生じ何等ソ聯の誠意を認める餘地がないのである。加へてソ聯はかゝる問題が議に上る毎に、不可侵條約を持ち出し、迂餘曲折解決の遷延に意を注いで帝國の眞劍なる態度を蹂躪してゐるのである。

○結 論

日ソ間に於ける懸案解決に對するソ聯の卑怯な手段を看取するここが出来るのであるが、かゝる問題を切離して見てもソ聯の極東制覇、世界赤化侵略の根本に觸れるとき亦帝國の崇高、遠大なる東洋平和の精神、世界人類平和の理想に想到するとき吾等は鼓を鳴らして日ソ不可侵條約に反對するものである。

以 上

昭和十年三月二十八日印刷
昭和十年四月五日發行

(定價貳拾錢)

東京市麹町區内幸町一ノ六

著 者 摺 建 一 甫

東京市芝區櫻川町四番地

發行人 摺 建 克 夫

東京市芝區櫻川町

發行所 鶴 鳴 莊 出版部

東京市日本橋區通二ノ四

印刷所 ユ タ ニ 印刷所

3

3